

・・・所得金額調整控除の創設・・・・・・・・・・・・・・・・

子ども・特別障害者※¹等を有する人等の所得金額調整控除

給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられたことにより、給与等の収入金額が850万円を超える人は税負担が増えることとなります。これらの人の子育てや介護に対して配慮する観点から措置が取られました。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を限度)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ①本人が特別障害者に該当する
 - ②23歳未満の扶養親族※²を有する
 - ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- ※1 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の人など
- ※2 16歳未満の扶養親族については扶養控除対象外ですが、所得金額調整控除の対象となります。

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円を限度}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

給与所得、公的年金等に係る雑所得の両方を有する人については、給与所得控除額・公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられることから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても、給与所得、公的年金等に係る雑所得の金額によっては、給与所得控除額・公的年金等控除額の合計額が10万円を超えて減額となり、負担増が生じるケースがあります。このような場合の負担増が生じないようにするために、措置がとられました。

- 給与所得・公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得(10万円を限度)・公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額(子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除の適用がある場合にはその適用後の金額)から控除されます。

$$\text{控除額} = (\text{給与所得}(10\text{万円を限度}) + \text{公的年金等に係る雑所得}(10\text{万円を限度})) - 10\text{万円}$$

・・・非課税基準と所得控除等の合計所得金額の要件などの改正・・・・・・・・

非課税基準の拡充と所得控除等の合計所得金額の要件などの改正点は下表のとおりです。

要件など		改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件		38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(必要経費に算入する金額の最低保証額)		65万円	55万円
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件		38万円以下	48万円以下
ひとり親控除(改正前：寡婦(寡夫)控除)に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		38万円以下	48万円以下
障害者、未成年、ひとり親または寡婦(改正前：寡婦または寡夫)に対する非課税措置の合計所得金額要件		125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	31万5,000円	41万5,000円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	31万5,000円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+18万9,000円	31万5,000円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+28万9,000円
所得割の非課税限度額の総所得金額等(均等割のみ課税される人)	同一生計配偶者および扶養親族がない人	35万円	45万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+42万円